

千葉港港湾計画資料(案)

－ 軽易な変更 －

令和6年3月

千葉港港湾管理者

千葉県

目 次

1	変更理由	1
2	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1	専用埠頭計画	2
2-2	小型船だまり計画	3
3	土地造成及び土地利用計画に関する資料	5
3-1	土地利用計画	5
4	その他資料	6
4-1	環境の保全に関する資料	6
4-2	千葉県地方港湾審議会委員名簿	7

1. 変更理由

1. 立地企業の要請に対処するため、葛南西部地区において専用埠頭計画を変更する。
2. 作業船の適正な収容を図るため、千葉中央地区の小型船だまり計画及び土地利用計画を変更する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 専用埠頭計画

(1) 計画変更の必要性

立地企業の要請に基づき、船舶の大型化に対応するため、専用埠頭計画を変更する。

(2) 今回変更する専用埠頭の規模及び配置

今回変更する専用埠頭の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表2-1-1 今回変更する専用埠頭の規模及び配置

地区名	施設名	水深(m)	バース数	延長(m)	状況	規模及び配置の考え方
葛南西部	岸壁	-6.0	1	180	既設の変更計画	船舶の大型化に伴い、既設岸壁を増深する。

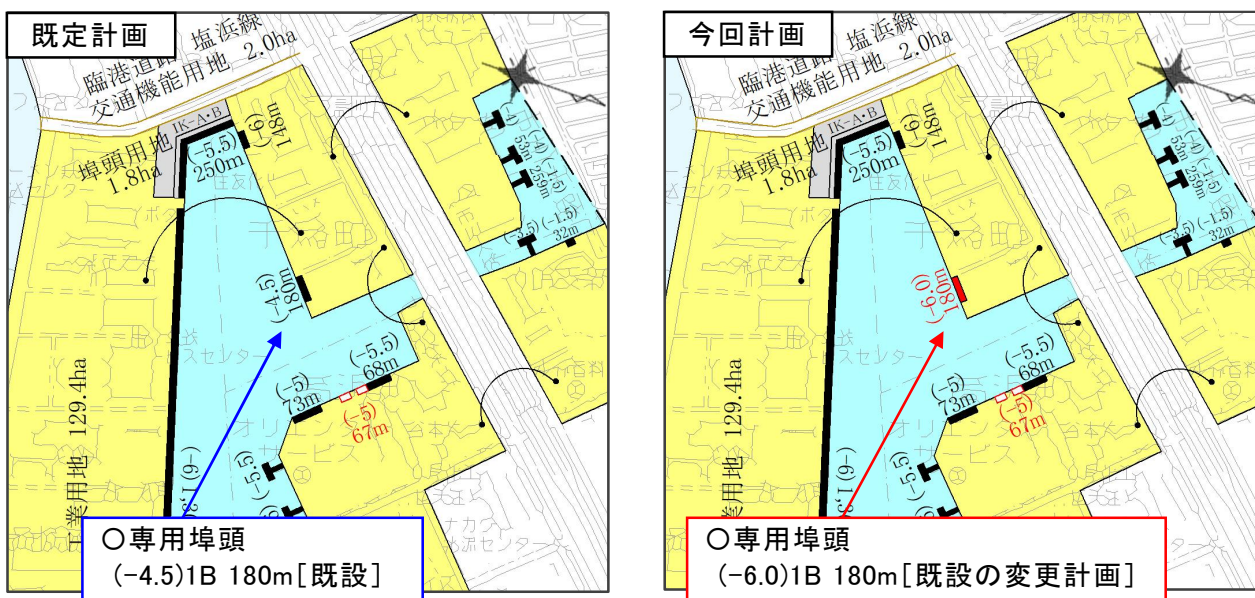


図2-1-1 今回変更する専用埠頭の位置図

2-2 小型船だまり計画

(1) 計画変更の必要性

千葉中央地区の出洲船だまりにおいて、小型船舶の適正な収容を図るとともに、曳船の大型化に対応するため、小型船だまり計画を変更する。

表2-2-1 再配置による小型船の船種別将来収容隻数

施設名	施設規模	船種別係留隻数			最大船舶	
		ポートサービス船	曳船	計	喫水(m)	必要水深(m)
出洲定係場	(-4.0m)149m		2	2	3.41	3.75
千葉港出洲2号岸壁	(-4.5m)237m	2	9	11	3.95	4.35
千葉港出洲栈橋(新設)	(-4.5m)100m		3	3	4.02	4.42
合計		2	14	16	-	-

(2) 今回変更する小型船だまりの規模及び配置

今回変更する小型船だまりの規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表2-2-2 今回変更する小型船だまりの規模及び配置

地区名	施設名	収容隻数	施設規模	状況	規模及び配置の考え方
千葉中央	出洲船だまり	曳船 14 隻 ポートサービス船 2 隻	泊地(-3~-4.5)1.8ha 物揚場(-4)149m 小型栈橋1基 岸壁1バース(-4.5)237m 埠頭用地 1.2ha	既設の変更計画 既設 新規計画 既設の変更計画 既設の変更計画	小型船の隻数及び船型を踏まえ、既設物揚場を増深、小型栈橋を新設

係留施設の再配置に伴い、老朽化した以下の施設を撤去する。

出洲船だまり：物揚場(-3)121m、埠頭用地 0.2ha

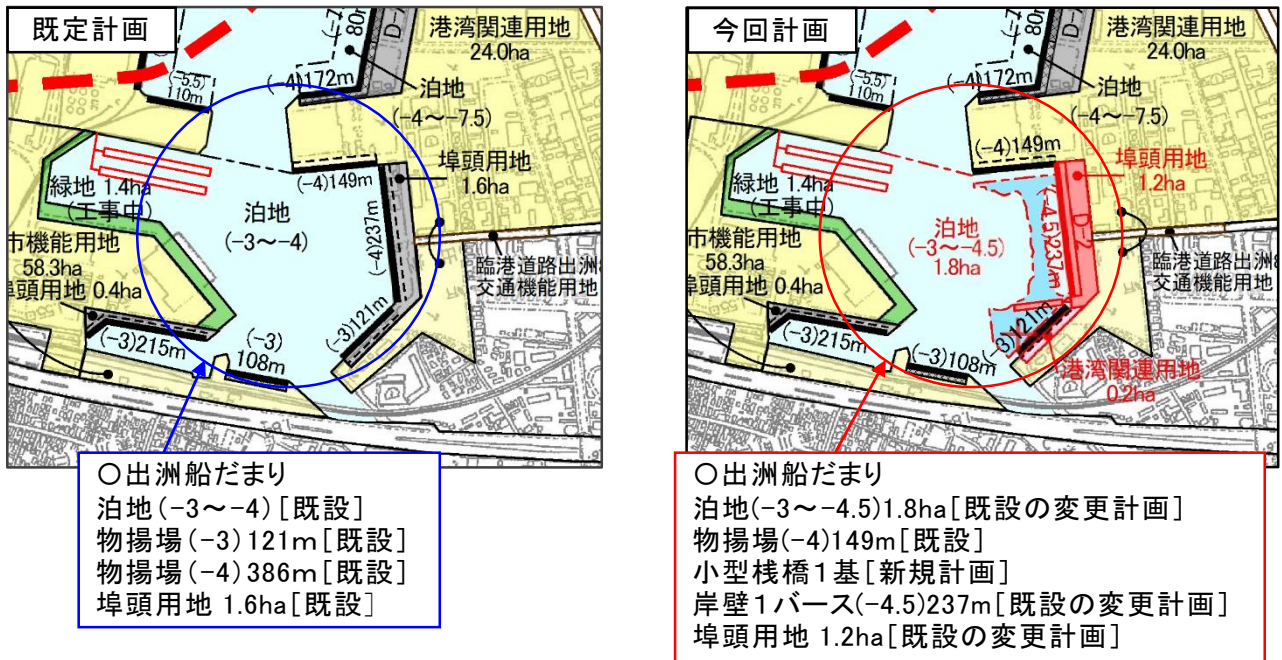


図2-2-1 今回変更する小型船だまりの位置図

3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1 土地利用計画

(1) 土地利用の区分別面積と変更の理由

表3-1-1 土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
千葉中央	埠頭用地	1.6ha	埠頭用地	1.2ha	物揚場の撤去により、背後の埠頭用地を港湾関連用地に変更する。 (エプロン部 0.2ha は物揚場と合わせて撤去)
			港湾関連用地	0.2ha	

(2) 土地利用計画

変更後と変更前の土地利用計画は次のとおりである。

表3-1-2 変更後の土地利用計画

単位:ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理施設用地	合計
千葉中央	(47.1)	(90.5)		(188.3)		(8.7)	(24.4)	(0.8)	(359.8)
	47.1	90.5		188.3	20.7	23.9	24.4	0.8	395.7

注: ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数ある。

表3-1-3 変更前の土地利用計画

単位:ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	廃棄物処理施設用地	合計
千葉中央	(47.5)	(90.3)		(188.3)		(8.7)	(24.4)	(0.8)	(360.0)
	47.5	90.3		188.3	20.7	23.9	24.4	0.8	395.9

注: ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数ある。

4. その他資料

4-1 環境の保全に関する資料

(1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

(3) 潮流への影響と評価

今回の計画変更が港周辺の潮流に与える影響は、潮流を著しく阻害する施設計画はないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 水質への影響と評価

今回の計画変更に伴う潮流に与える影響が軽微であると予測され、新たな汚濁負荷の発生もないことから、水質に与える影響は軽微であると考えられる。

(5) 生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う潮流、水質に与える影響が軽微であると予測されることから、生態系に与える影響は軽微であると考えられる。

(6) 総合評価

今回の計画変更に伴う環境への影響については、項目ごとに予測評価を行った結果、環境に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

なお、今後とも環境保全については十分配慮するとともに、今回の計画変更の実施にあたっては、工法・工期等について十分検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を小さくするよう慎重に行うものとする。

4-2 千葉県地方港湾審議会幹事会（千葉港幹事部会）名簿

令和6年3月現在(敬称略、順不同)

番号	役 職	氏 名
1	国土交通省関東地方整備局港湾空港部港湾計画課長	土佐 一也
2	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官	山岸 和正
3	国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所長	岡島 達男
4	千葉海上保安部航行安全課長	前畑 如宏
5	横浜税関千葉税関支署総務課長	菅 秀隆
6	市川市 行徳支所臨海整備課長	磯部 高志
7	船橋市 建設局下水道部下水道河川計画課長	中村 浩一
8	習志野市 都市環境部次長	金坂 邦仁
9	千葉市 都市局都市部交通政策課交通まちづくり担当課長	桜田 正彦
10	市原市 土木部土木管理課長	樋口 和之
11	袖ヶ浦市 都市建設部土木管理課長	岡野 達也
12	千葉県 総合企画部政策企画課長	高橋 輝子
13	千葉県 防災危機管理部危機管理政策課長	新村 理
14	千葉県 環境生活部環境政策課長	青柳 徹
15	千葉県 商工労働部経済政策課長	田中 泰史
16	千葉県 農林水産部水産局水産課長	石黒 宏昭
17	千葉県 県土整備部港湾課長	安田 善一
18	千葉県 県土整備部都市整備局都市計画課長	増田 幸政

(注) 本計画変更は千葉県地方港湾審議会条例第7条第3項に基づき千葉県地方港湾審議会幹事会に審議を委任されている。